

【民間検定試験等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン】新旧対照表

変更（令和3年12月7日）

新（案）	現行	備考
<p>1.はじめに (略) デルタ株等の変異株による感染拡大も踏まえ、これまでの感染防止策等をさらに深化させる必要があるため、令和3年12月7日に改訂版を作成した。「新しい生活様式」の定着と共に、今後も感染経路に応じた感染防止策を講じることや「3つの密」を徹底的に避けることなど基本的な感染対策の徹底が求められる。本ガイドラインは試験会場を設営・運営する場合の具体的な感染予防対策をガイドする。</p> <p>(略) 各検定事業者において試験を実施するかどうかの判断にあたっては、緊急事態宣言の発令や解除等の動向を注視し、引き続き、試験が実施される会場が所在する都道府県の知事からの収容率等の要請等を踏まえて、適切に対応していただきたい。</p> <p>(略)</p> <p>3.感染症対策の実施 (略) ① 発生源対策 【前日までの確認】 (略) ・(削除)</p> <p>(略) 【発症時対策】 (略) ・マスクは不織布マスクを推奨し、鼻から顎まで覆い、顔にフィットさせ隙間なく着用する。また、受検者にも正しいマスクの着用を促す。</p> <p>(略) ・接触確認アプリ（COCOA等）のダウンロード促進措置(アプリのQRコード掲示等)や各地域の通知サービスの活用促進等の</p>	<p>1.はじめに (略) 緊急事態宣言が解除され、外出の自粛や施設の使用制限の要請等が緩和されつつ、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられていく過程で、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着と共に、本ガイドラインの実践が求められる。</p> <p>(略) 各検定事業者において試験を実施するかどうかの判断にあたっては、緊急事態宣言が解除されてからも、引き続き、試験が実施される会場が所在する都道府県の知事からの収容率等の要請等を踏まえて、適切に対応していただきたい。</p> <p>(略)</p> <p>3.感染症対策の実施 (略) ① 発生源対策 【前日までの確認】 (略) ・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある場合、また、そのような者との濃厚接触がある場合 (略) 【発症時対策】 (略)</p> <p>(略) ・接触確認アプリ（COCOA等）のダウンロード促進措置(アプリのQRコード掲示等)や各地域の通知サービスの活用促進等の</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>追加</p>

<p>対策を講じる。その上で、COCOAの「1メートル以内、15分以上接触した可能性を検知する」機能を活用するため、試験会場内でも電源及びBluetoothをOnにしてマナーモードにする等の対応をとる。COCOAの接触可能性検知機能を活用することにより、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性の通知を速やかに受けとれるようになり、検査受診など保健所等のサポートをスムーズに受けることができ、感染拡大の防止につながることを期待される。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミはビニール袋に入れて密封して縛り、ゴミ処理の際には必ずマスクと手袋を着用し、処理後には必ず手洗いを徹底する。 <p>(略)</p>	<p>対策を講じる。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ処理の際には必ずマスクと手袋を着用し、処理後には必ず手洗いを徹底する。 <p>(略)</p>	<p>追加</p> <p>追加</p>
<p>4.集団感染対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>① 密閉空間に関する対策（換気の徹底）</p> <p>法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分間以上）または室温が下がらない範囲での常時窓開けを行う。エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないので、エアコン使用時においてもサーキュレーターを用いて室内の空気を屋外に出すなどの換気を行う。乾燥する場面では加湿器を設置するなど、湿度40%以上を目安に加湿する。可能であれば、CO2センサーを設置してCO2濃度1000ppm以下となるようモニターする。（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安とする）。</p> <p>換気は当該試験会場の配置などにより状況が異なるため、試験会場、試験運営本部、保護者控室等使用する部屋ごとに換気方法について、事前に会場管理責任者と十分に確認する。</p> <p>(略)</p>	<p>4.集団感染対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>① 密閉空間に関する対策（換気の徹底）</p> <p>換気は、窓のある部屋においては気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度窓を全開する）2方向の窓を同時に開けて行うようにする。窓のない部屋においては常時入り口を開けておいたり、部屋に備え付けの換気扇がある場合にはその換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めるようにする。</p> <p>換気は当該試験会場の配置などにより状況が異なるため、試験会場、試験運営本部、保護者控室等使用する部屋ごとに換気方法について、事前に会場管理責任者と十分に確認する。</p> <p>なお、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないので、エアコン使用時においても換気は必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>変更</p>
<p>5.試験会場の収容率について（収容率の目安）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（削除） 	<p>5.試験会場の収容率について</p> <p>本ガイドラインに示された新型コロナウイルス</p>	<p>変更 削除</p>

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後における催物の開催制限、施設の使用制限等は、本ガイドラインに示された対策が講じられていることを前提として、感染状況に応じて以下の表に定める目安に従う。

【感染状況に応じたイベント開催制限等について】
(2021/09/28～)

	収容率	人数上限
緊急事態措置地域	50%	5,000 人
まん延防止等重点措置		5,000 人
緊急事態宣言及びまん延防止措置解除後の* 経過措置（1 か月）	100%以内 (大声なし)	5,000 人又は 収容定員 50%以内 (≦10,000 人) の いずれか大きい方
その他都道府県		5,000 人又は収容 定員 50%以内のい ずれか大きい方

(略)

また、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じて今後も見直される場合があるので、最新のイベント開催制限や都道府県の要請等については、適宜確認をすること。

6.その他

① 職場における新型コロナウイルス感染症対策の更なる徹底

検定事業者は、検定を実施するにあたり以下の通り職場（試験運営関係者を含む）における感染拡大防止の対策を徹底する。

- ・ 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ・ 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する職場ルールを徹底する。
- ・ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見いだされた場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、国が承認した抗原簡易キットを活用して検査を実施することができるようにする。

感染症拡大防止施策が検定試験の主催者及び施設管理者双方において徹底され、・・・

(略)

本ガイドラインに示された対策を講じることにより、試験会場の収容率の上限を 100%とすることができる。ただし、収容率・人数の上限は、収容定員が 10,000 人以下の場合は 5,000 人、収容定員が 10,000 人を超える場合は定員の 50%とする。

【収容率・人数の上限】

会場の定員	収容率・人数の上限
5,000 人以下	収容率 100%
5,000 人超 10,000 人以下	5,000 人
10,000 人以上	収容率 50%

(略)

6.その他

変更

変更

追加

追加

<ul style="list-style-type: none"> ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合は、速やかに医療機関を受診できるよう、連携医療機関を定める。 ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施する。 ・抗原簡易キットの購入にあたっては、 <ul style="list-style-type: none"> ①連携医療機関を定めること ②検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること ③国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。 ・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照のこと。 https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf (令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」) https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf (令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」) ・また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の高危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。 <p>② ガイドラインに基づいた取組の公表 (略)</p> <p>③ 業種別ガイドラインの現場での活用 検定事業者は本ガイドラインの現場での理解を促進・徹底するため、本ガイドラインの要旨を取り入れた「【新型コロナウイルス感染症対応】会場運営評価事前審査シート」*を活用してチェックリストのHPへの公表や職員等</p>	<p>(略)</p>	<p>追加</p> <p>追加</p>
--	------------	---------------------

<p>への配布を行い、自己評価等に活用するとともに、客観的な評価による信頼性の向上のため第三者による評価（【新型コロナウイルス感染症対応】会場運営評価** 等）を実施する。</p> <p>*https://www.zenken.or.jp/evaluation/1574.html</p> <p>**https://www.zenken.or.jp/evaluation/1686.html</p> <p>附記 (略)</p> <p>5. 本ガイドラインは内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの令和3年8月20日付け事務連絡「昨今の感染状況及び最新のエビデンスを踏まえた業種別ガイドライン改定並びに遵守・徹底等について(依頼)」に基づき改定した。</p>	<p>附記 (略)</p>	<p>追加</p>
--	-------------------	-----------